

倒産法 基礎講座

講座の目的

講師選別の 19 問の過去問を繰り返し解く中で、初学者が合格ライン(52 点～54 点)を**確実に**得点できるようになること

目次

1 破産法

1-1	破産法概略	．．．．．	P 3
1-2-1	司法試験平成 18 年第 1 問	．．．．．	P 4
1-2-2	司法試験平成 25 年第 2 問	．．．．．	P 10
1-2-3	司法試験平成 20 年第 1 問	．．．．．	P 18
1-2-4	司法試験平成 22 年第 1 問	．．．．．	P 24
1-2-5	司法試験平成 24 年第 1 問	．．．．．	P 32
1-2-6	司法試験平成 27 年第 1 問	．．．．．	P 40
1-2-7	司法試験平成 23 年第 1 問	．．．．．	P 48
1-2-8	司法試験平成 21 年第 2 問	．．．．．	P 56
1-2-9	司法試験サンプル問題	．．．．．	P 64
1-2-10	司法試験平成 26 年第 1 問	．．．．．	P 74

2 民事再生法

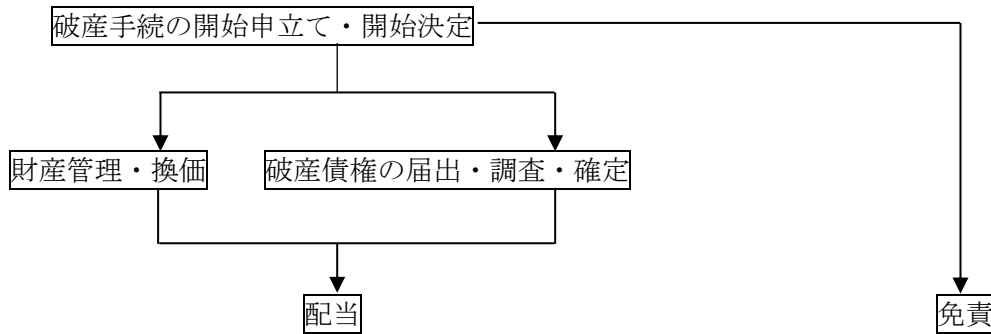
2-1	民事再生法概略	．．．．．	P 82
2-2-1	司法試験平成 24 年第 2 問	．．．．．	P 83
2-2-2	司法試験平成 23 年第 2 問	．．．．．	P 90
2-2-3	司法試験平成 22 年第 2 問	．．．．．	P 96
2-2-4	司法試験平成 21 年第 1 問	．．．．．	P104
2-2-5	司法試験平成 25 年第 1 問	．．．．．	P112
2-2-6	司法試験平成 27 年第 2 問	．．．．．	P120
2-2-7	司法試験プレテスト第 2 問	．．．．．	P126

3 総合問題

3-1	司法試験平成 20 年第 2 問	．．．．．	P134
3-2	司法試験平成 26 年第 2 問	．．．．．	P140

1-1 破産法概略

破産法全体の流れ



1 平常時(通常時)においては、任意に弁済に応じない債務者に対しては強制執行や債権者代位権の行使が可能である。そのため、積極的に債権回収を図る債権者から順に満足を受けていく、いわば**早い者勝ちの世界**となっている。

一方、破産時においては、債権者は自由な権利行使を制約され、破産法の規律に服することになる。それは債務者が債務の弁済が困難となった場合に、**債権者間の平等・公平**を徹底することを目的としている。

2(1) そこで、「破産手続開始の決定」(30条1項)を機に、破産者の財産たる「破産財団」(34条1項)の管理処分権は「破産管財人に専属」し(78条1項)、管財人は将来の「配当」(193条～)の基礎となる破産財団を最大化するために財産の管理・換価を行うことになる。

(2) 一方、破産者を債務者とする各債権はその発生原因・発生時期により財団債権・破産債権という異なる債権として分類される。そして、破産手続における行使しか認められない「破産債権」(2条5項、100条1項)については、破産手続における行使の前提として、債権の届出・調査・確定の手続を経ることが必要となる(111条～)。

他方、破産手続によらない行使が認められる「財団債権」(2条7項)については、当該手続を経る必要がない。

(3) その後、財産の管理・換価によって形成された破産財団を確定された破産債権に対し公平に分配することになる(194条)。

3 破産法の問題を解くに際し、問題が上記流れのうちどの部分に関するものなのかを意識することで、破産手続の全体像が掴みやすくなるため、その都度上記流れの図を参照してください。

1-2-1 司法試験平成18年第1問

甲建物を所有するA社から同建物を賃借しているBが、次のような事情の説明及び質問をしてきたとする。Bの説明の中の事実関係はすべて証拠によって証明できるものと仮定して、Bの1から4までの質問にどのように回答すべきか検討しなさい。

なお、回答に際しては、仮にA社について破産手続が開始された場合、A社にはある程度の財産があることから異時廃止になる見込みはなく、破産手続は7、8か月くらいで最後配当を経て終結するであろうことを前提としなさい。

【Bによる事情の説明】

私は、甲建物の2階全部を所有者であるA社から賃借していて、現在事務所として使っています。賃貸借期間は3年、賃料は毎月50万円で、敷金として300万円（賃料6か月分）を差し入れています。

賃貸借の開始からもうすぐ2年8か月が経過しますが、A社の債権者からの申立てに基づいて、間もなくA社について破産手続開始の決定がされるようです。約定期間の満了まであと約4か月ありますが、その残り4か月間は、私はまだ甲建物で仕事を続ける必要があります。ただ、賃料がほぼ同額でもう少し広い賃貸物件が見つかったので、約定期間が満了したら賃貸借契約は更新せずに、別の建物に事務所を移すつもりでいます。

私は、今まで賃料の支払を怠ったことはなく、A社が破産したとしても、A社の社長のCには昔から世話になっていることから、取りあえず残り4か月分も約定どおりに支払うつもりでいます。なお、敷金については、今後万一賃料の不払等があれば格別、そうでなければ控除の対象となる損害金等は現時点ではない旨をCに確認済みです。

【Bの質問】

1. A社の破産管財人がA社の破産を理由として私に甲建物からの即時の退去を求めることはできますか。
2. A社の破産手続開始の決定後も私が賃料を支払い続けることを前提にして、後で敷金相当額を幾らかでも回収する方法はないのでしょうか。
3. A社の破産手続において敷金返還請求権を行使しなければならないとして、その行使はどのようにすればよいのでしょうか。また、どのように支払を受けることができるのでしょうか。
4. Cによると、A社は再生手続開始の申立てをすることを検討中であるとのことですが、仮にA社について再生手続が開始されても、私は賃料を支払い続けるつもりですが、この場合、敷金返還請求権をどのように行使することができるのでしょうか。

<目標>

- ・破産手続全体の流れを大まかに知る
- ・双方未履行双務契約の処理方法を把握する
- ・破産法における相殺に触れる
- ・民事再生手続における再生債権の取扱いと相殺規定に触れる

<重要条文>

- ・破産債権(破産法 2 条 5 項)⇔再生債権(民事再生法 84 条 1 項)
- ・双方未履行双務契約(破産法 53 条～)⇔(民事再生法 49 条～)
- ・配当手続(破産法 193 条～)⇔民事再生には配当手続なし
- ・相殺(破産法 67 条～)⇔(民事再生法 92 条～)

<答案作成上のアドバイス>

- ・双方未履行双務契約の基本問題です。条文を知っているか否かで決着がつくため、この機会に基本を押さえてしまいましょう。
- ・設問 3 は配当手続の重要ポイントですが、受験生が手薄になっている箇所です。後半の問題でも触れますので、本問では、破産債権者は配当という手続きで債権の回収を図るということを知っていただければ十分です。
- ・設問 2 は論理構造が複雑ですが、一度わかってしまえば大したことはない問題です。本問を繰り返し解く中で仕組みを把握しましょう。
- ・破産手続・民事再生手続における倒産債権の基本的な回収方法は基本中の基本ですので本問で押さえましょう。一方、敷金返還請求権についての特則の存在は知っていなければどうしようもないため、この存在も本問で押さえるようにしてください。

<解答過程>

[設問 1]

B の質問 1 :

管財人が A の破産を理由に B に甲からの即時退去を求めることができるか

=破産者 A の承継人

∵破産者の財産たる破産財団の管理処分権が破産者から移転

U

契約上の地位

⇒管財人は、破産者 A の賃貸人たる地位を承継

…賃貸借契約が存続している限り、賃借人 B に退去を求めることは不可

→なんとかして、賃貸借契約を終了させることができないか？

→債務不履行解除(民法 541 条)、合意解除無理

…手詰まり

しかし、破産法上の法定解除権！！

⇒双方未履行双務契約(破 5 3 条 1 項)

⇔双方未履行双務契約の特則としての賃借人保護

[設問 3]

B の質問 3 : 「敷金返せ」

→まずは敷金返還請求権が破産債権なのか財団債権なのかの認定

→破産債権の行使方法=届出・調査・確定

⇒配当での回収を図ることができる

or →財団債権の行使方法=「破産手続によらないで」(破 2 条 7 項)

[設問 2]

B の質問 2 : 「敷金相当額返せ」

…“敷金相当額”という文言から、設問 3 との違いに気付けるか

→70 条の想定する仕組みをわかりやすく答案に表現するだけ

* 70 条の仕組みを現場で条文から導くのは相当困難

⇒事前に押さえておくべきポイント

[設問 4]

質問 4 : 「敷金返せ」

→債権の行使方法が債権の種類によって決まるのは破産手続と同じ

→再生債権なのか、共益債権なのかを認定

→再生債権の行使方法=届出・調査・確定

⇒その後再生計画に従って弁済を受ける

or →共益債権の行使方法=「再生手続によらないで」(民再 121 条 1 項)

破産法 70 条に相当する条文が民事再生法にもないか？

…破産法 70 条は、破産法において第二章第三節第五款「相殺権」に存在

→民事再生法の目次には「相殺権」という項目はない

…しかし、民再 92 条に相殺についての規定が存在することは基本知識

→92 条周辺で敷金についての特則がないか探す

⇒民再 9 2 条 3 項の適用

1 第 1 設問 1

2 1 AB間の甲についての賃貸借契約(民法 601条)(以下「本件賃貸
3 借契約」)は期間満了まで約4か月を残しているため、管財人が
4 Bに甲からの退去を求めるためには賃貸借契約の終了が必要と
5 なる。そこでBは破産法(以下略)53条1項に基づき賃貸借契約
6 を解除することができないか。

7 2 「双務契約」たる本件賃貸借契約は期間を約4か月残しており、
8 「破産者」たる賃貸人Aは甲を使用収益させる義務が、「その相手
9 方」たる賃借人Bは賃料支払義務が「破産手続開始の時におい
10 て共にまだその履行を完了していない」。

11 よって同条項に基づき、管財人は本件賃貸借契約を解除するこ
12 とができると思える。

13 3 しかし、Bは現在事務所として甲を使用しており、「建物」甲の
14 「引渡し」(借地借家法 31条1項)を受けているため、「賃借権…
15 について…第三者に対抗することができる要件を備えている」と
16 して53条1項は適用されない(破 56条1項)。

17 4 以上より、管財人は本件賃貸借契約を解除できない以上、Bに甲
18 からの即時退去を求めることはできない。

19 なお、Bが有する使用収益請求権は「財団債権」(2条7項)とな
20 り、破産手続によらずとも行使可能である(56条2項)。

21 第 2 設問 3

22 1 敷金返還請求権は、「破産手続開始前の原因」たる敷金契約「に
23 基づいて生じた財産上の請求権」たる「破産債権」である(2条5
24 項)。そして同請求権は賃借物の明渡しを停止条件として発生する
25 以上、停止条件付破産債権と考えられる。

26 2 「破産債権者は…配当を受ける」ことにより債権の割合的満足
27 を得ることになるが(193条～)、その前提として債権の届出・調
28 査・確定の手續が必要となる。つまり、その存在・内容が破産手
29 続において確定された破産債権のみが、破産手続において破産債
30 権として行使可能となり、配当に与ることができることになる。

31 よって、Bは停止条件付破産債権である敷金返還請求権につき債
32 権届出を行い(111条1項)、調査・確定手續を経て破産手続にお
33 ける権利行使を行うことになる。

34 3 しかし、条件成就の有無が不明な段階で配当を行うと、停止条
35 件付破産債権者を不当に利する可能性がある。

36 そこで、中間配当(209条～)がなされる場合には管財人は停止条
37 件付債権に対する配当額を寄託しなければならない。また、寄託
38 された中間配当を受領し、最後配当の手續に参加するためには、
39 「最後配当に関する除斥期間」内に停止条件が成就していなければ
40 ならない(214条1項4号・3項、198条2項)。

41 本問では、破産手続に要する期間が7、8か月、賃貸借契約の残
42 存期間が約4か月であるため、Bは甲を明け渡すことで上記配当
43 に与ることで敷金返還請求権の支払を受けることができる。

44 第 3 設問 2

コメント [NS1]: 双方未履行
双務契約の基本問題

コメント [NS2]: 破産者にと
って必要な契約を選別するこ
とで破産財団(34条1項)を確
保する一方、法定解除権を与
え不要な契約を解除し破産手
続の迅速・円滑な進行を図る
ことを趣旨とする。
ただ、元来同時履行の抗弁権
によって相互に対価・担保関
係にあったことに鑑み、相手
方の地位に一定の配慮を与え
る趣旨の下、履行選択の場合
の財団債権化(148条1項7号)
や、損害賠償請求権・確答請
求権が認められている(54条1
項、53条2項)

コメント [NS3]: 債務不履行
を原因とする解除権・約定解
除権が発生していないことに
言及できるとより丁寧になる
が、加点事項にすぎない。

コメント [NS4]: 賃借権が生
活の基盤となる重要な権利で
あることに鑑み、賃借人保護
の必要性から認められる例外。

コメント [NS5]: 配当を受け
られるのは、届出・調査・確
定の過程を経た破産債権のみ。

45 1(1) 上記の通り敷金返還請求権は停止条件付破産債権であるため、
46 配当に与るしか回収方法がないのが原則である。しかし、破産
47 法においては敷金返還請求権を有する賃借人保護のための特別
48 の規律が設けられている。

49 70条後段において、「敷金…返還請求権」の限度において「賃
50 料債務」の「弁済額の寄託を請求することができる」こととさ
51 れており、この請求がなされると、管財人はその金額を分別管
52 理しておかなければならない。

53 (2) 寄託請求をしたうえでの賃料債務の弁済は、敷金返還請求権
54 の停止条件(明渡し)成就を解除条件とする弁済と解されている。
55 したがって、明渡しが完了すると解除条件が成就し、賃料債務弁
56 済の効力が消滅する結果、賃料債務が復活する。しかし、この時
57 点では既に敷金返還請求権が発生しているため、敷金返還請求権
58 と復活した賃料債務は、相殺適状(民法 505 条 1 項本文)となる。
59 とすると、相殺の意思表示(506 条 1 項前段)により敷金返還請求
60 権を自働債権とする相殺が可能(破 67 条 1 項)である一方、寄託
61 していた金員は不当利得となるため、「不当利得により破産手続
62 開始後に破産財団に対して生じた請求権」(148 条 1 項 5 号)とし
63 て財団債権となり、破産手続によらずに行使が可能となる。

64 これによって賃借人の敷金返還請求権の保護が可能となる。

65 2 以上より、賃借人 B は上記寄託請求を行うことで、敷金相当額
66 の優先的な回収が可能である。

67 3 なお、破産手続の安定を確保するため、停止条件が最後配当の
68 除斥期間内に成就しない場合には寄託された金員は他の破産債
69 権者の配当にまわされてしまう(201 条 2 項)が、上記の通り約 4
70 か月後に明け渡しが行なわれるであろう本問では問題とされない。

71 また、破産手続中に賃貸目的物が第三者に譲渡された場合には、
72 賃借人 B は新賃貸人に対して敷金返還請求を行うことで全額の
73 回収が可能となる。

74 第 4 設問 4

75 1 民事再生法上、敷金返還請求権は停止条件付再生債権となる(民
76 事再生法 84 条 1 項)。そのため、再生債権として届出・調査を経
77 て確定すれば、再生計画の効力発生により権利変更され、停止条
78 件成就後に再生計画に従い弁済されるのが原則である(民再 156
79 条、176 条、186 条)。

80 2 一方、「再生債権者」たる B「が…負担する債務が賃料債務」で
81 あるため、「再生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは…敷金
82 の返還請求権は…賃料の六月分に相当する額の範囲内における弁
83 済額を限度として、共益債権と」なる(民再 92 条 2 項・3 項)。

84 共益債権は再生手続によらずに再生債権に先立ち優先弁済され
85 るため(民再 121 条 1 項)、これによって賃料の六月分の範囲にお
86 いて優先回収が可能となる。

87 3 賃貸借の期間満了まで約 4 か月であること、敷金から控除され
88 るべき損害金等が発生していないことを前提とすると、B は再生

コメント [NS6]: (2)は解除条件付弁済や財団債権化というポイントを押さえれば十分合格ライン。

コメント [NS7]: 敷金は復活した賃料債務に当然充当されるため、相殺ではないと考える説もあり、個人的には当然充当の考えの方が正しいと考えています。しかし、70 条が明文で相殺としていること、通説はなお相殺としていることから相殺として説明しています。

コメント [NS8]: 「破産手続によらないで、相殺をすることができる」ということは、自働債権につき破産手続における破産債権の届出・調査・確定を経ている必要はない。

コメント [NS9]: 賃借人は新賃貸人に対して敷金返還請求権全額の請求が可能となる一方、賃貸目的物の譲渡代金は承継される敷金返還義務の額だけ値引きされていると考えられる。とすると、破産財団の不利益の下、特定の破産債権者を優遇することになるため、破産債権者間の平等を害するのではないか、という問題は生じるが、現行法上致し方ない。

89 債権として敷金返還請求権を届け出て(民再 94 条～)、調査・確定
90 を経る一方、賃料債務の弁済を続けることで、甲の明渡し後、賃
91 料 4 か月分を共益債権として行使でき、2 か月分につき再生計画
92 に従い弁済を受ける。 以上